## 議案第57号

長久手市部設置条例の一部を改正する条例について

長久手市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年9月2日提出

長久手市長 佐藤有美

説明

この案を提出するのは、市長の権限に属する事務の分掌事務を整理することに関し、長久手市部設置条例の一部を改正するため必要があるからである。

# 長久手市条例第 号

長久手市部設置条例の一部を改正する条例

長久手市部設置条例(昭和59年長久手町条例第10号)の一部を次のよう に改正する。

改正後	改正前		
(分掌事務)	(分掌事務)		
第2条 部の分掌事務は、次のとおり	第2条 部の分掌事務は、次のとおり		
とする。	とする。		
市長公室	市長公室		
$(1) \sim (8)  (略)$	(1)~(8) (略)		
総務部	総務部		
(1)~(8) (略)	(1)~(8) (略)		
くらし文化部	くらし文化部		
$(1) \sim (6)  (略)$	$(1)$ $\sim$ $(6)$ (略)		
	(7) 生涯学習及びスポーツに関		
	<u>すること。</u>		
	<u>(8) 芸術及び文化に関するこ</u>		
	<u>と。</u>		
<u>(7)</u> 市民相談に関すること。	<u>(9)</u> 市民相談に関すること。		
福祉部	福祉部		
$(1) \sim (4)  (略)$	$(1) \sim (4)  (略)$		
子ども部	子ども部		
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)		
建設部	建設部		
$(1)$ $\sim$ $(5)$ (略)	(1)~(5) (略)		

附則

この条例は、公布の日から施行する。

-	4	-	
	4		

## 議案の概要

#### 1 改正の趣旨

この条例は、市長の権限に属する事務の分掌事務を整理することに関し、 長久手市部設置条例の一部を改正するものです。

(背景・目的)平成25年7月1日から地方自治法第180条の7に基づき、市長と教育委員会が協議を行い、教育委員会の権限に属する事務の補助執行を開始しましたが、その際、本条例の分掌事務に、市長の権限に属する事務以外の分掌事務を規定していたため、その分掌事務を整理するものです。

### 2 改正の内容

- (1) 分掌事務から「生涯学習及びスポーツに関すること」及び「芸術及び文化に関すること」を削ること。(第2条関係)
- (2) 所要の規定の整理を行うこと。

# 3 今後の影響

条例の改正により、市長の権限に属する分掌事務が整理され、適正な事務 の運用が図られます。

## 4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとします。